

組合員様限定 定期貯金

プレミアムまるえ便り 05～春～



期 間：令和5年5月29日（月）～令和5年6月20日（火）

契約金額：1口500万円～

預入期間：3年

※新たにお預け頂く資金を対象と致します。

※取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。

柑橘王国 JAえひめ中央産 最高級ブランド！ ～道後物語～

道後物語とは・・・

えひめ中央管内の陸地部で生産された果実の最上位品。厳しい基準をクリアしたほんの一握りの商品。

新規に定期貯金のご契約を頂くと、

1口につきシャインマスカットと葉付きデコポンをプレゼント致します！

シャインマスカット



発送予定日：R5年8月下旬～9月中旬
約2kg（3L）・4房

葉付きデコポン



発送予定日：R6年3月下旬～4月上旬
約3kg（4L～3L）

※万一、天候不良等諸事情により果実商品の確保が出来ない場合、同価格代替品対応となりますので予めご了承ください。

※当JAでお預け入れになっている普通貯金・定期貯金等からのお預け替えは対象となりません。

※組合には1口（1,000円）以上の出資金でご加入できます。詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。

本店営業部 貯金課	089-943-2124
生石支所	089-972-0057
浜海出張所	089-995-0024
伊台支所	089-977-0226
久米出張所	089-975-0101
麻生支所	089-956-0501
南伊予支所	089-982-0206
双海支所	089-986-1122
広田出張所	089-969-2311

城北支所	089-979-0970
垣生支所	089-973-1000
北条南支所	089-994-0823
道後支所	089-931-8631
重信支所	089-964-2340
砥部支所	089-962-2337
伊予中央支所	089-982-0032
中山支所	089-967-1122

由良出張所	089-961-2004
北条中央支所	089-993-3111
中島支所	089-997-1155
桑原支所	089-945-3800
三内支所	089-966-2022
荏原支所	089-963-1111
南山崎出張所	089-983-2500
小田支所	0892-52-3121



JAえひめ中央

	●スーパー定期貯金（複利型） J A えひめ中央定期貯金「プレミアムまるえ便り05春」
ご利用いただける方	●個人の方で当 J A の組合員の方または新たに組合にご加入いただける方
取扱期間	●令和5年5月29日（月）～令和5年6月20日（火）
預入期間	●3年 ●自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	●一括預入（ATMおよびインターネットバンキングでのお預け入れは対象外となります） ●500万円以上1,000万円未満 ●500万円以上1円単位 （新たにお預け入れいただく資金を対象とします）
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して払い戻します。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ●2.0315%（国税1.5315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる 特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。 ●個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利率とともに払戻します。 ①預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金金利 ②預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40% ③預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公 的 制 度）	●保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（金額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融企画課（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 J A バンク相談所にお申し出ください。